

平成 29 年 12 月 18 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 吉住 長敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 110 条の規定により 12 月 7 日、委員会を開催し慎重な審議を行った要旨について報告します。

なお、同日は文化課から国史跡船原古墳保存活用計画（案）、福祉課から第 5 期古賀市障害福祉計画・第 1 期古賀市障害児福祉計画（案）、予防健診課からヘルスアップぷらん（案）～古賀市健康増進計画（第二次）・食育推進計画～についての策定状況やパブリックコメント実施について、介護支援課から介護予防・日常生活支援総合事業に関する陳情の対応等で概略の報告を受けましたことをあわせて報告します。

記

第 63 号議案 古賀市適応指導教室条例の制定について

古賀市青少年総合センターの廃止に伴い、古賀市適応指導教室を古賀市古賀 278 番地 1 に設置するため、その設置及び管理について定めるもの。

【審査内容】

学校教育課に対する審議で明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 設置目的は古賀市内小中学校の在籍児童生徒のうち、登校しない、もしくは登校できない状況にある児童生徒に対して、生活習慣の改善、学校適応、学校復帰を支援し、ひいては社会的自立をめざすものである。
2. その位置は花鶴小学校区で通学路と重ならず、バス停が近く、例えば古賀東中校区からでもバス一本で通える谷山川沿いの旧弁護士相談センターの建物を活用するもの。
3. 職員は指導員 3 名で、福岡教育大学や福岡工業大学等のヤングアドバイザーとともに直接指導するもの。
4. この条例の施行日は平成 30 年 4 月 1 日であるが、不登校の基準日数 30 日の関係から正式な開所は平成 30 年 5 月となる。

【自由討議】

1. 他市町の子どもの引き受けの門戸を広げてほしい。
2. 交通量が多いため付近の交通安全に配慮すべき。
3. 適応指導教室すら行けない子どもの存在が気がかり。

【意見】

（賛成意見）

- ・子どもたちが安心した居場所となるような環境づくりを進めてほしい。
- ・より落ち着く場所になるように思え、さらなる不登校対応の充実に期待。

（反対意見）

- ・なし

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 69 号議案 古賀市青少年総合センター条例を廃止する条例の制定について

古賀市公共施設等総合管理計画を踏まえた施設の集約化、青少年育成機能の充実に目的として、古賀市千鳥三丁目 1 番 2 号に位置する古賀市青少年総合センターを廃止するもの。

【審査内容】

青少年育成課に対する質疑で明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 同施設の建築年は昭和 55 年で築 37 年の R C 造平屋建て。老朽化が進み維持管理費の増大が見込まれる。
2. 廃止後は、青少年育成課を市役所第 2 庁舎 4 階の学校教育課横に集約、少年センターはリーパスプラザこが中央公民館の旧館長室、さらに適応指導教室は旧弁護士相談センターへ移転することで青少年育成機能の充実に図ろうとするもの。
3. この条例の施行日は平成 30 年 4 月 1 日。用途廃止を行い普通財産とした後に今後の活用等が検討される。

【自由討議】

1. 青少年の居場所の拠点的なスペースはこれから先も検討すべき。
2. 廃止の心配はあったが青少年対応が深まるとの話を聞き安心。
3. 相談しやすい環境になるのか心配の面もあるが今後を見守る。
4. 若い力のコミュニケーションの取り方が分散されないか。
5. 交流館は、いろんな人の交流の場所とは思うが、青少年育成課が市役所第 2 庁舎 4 階へ移動することで若い人が遠のかないか。

【意見】

（賛成意見）

- ・長年親しまれた施設が廃止されるには残念な思いもあるが発展的な移転、開所ということに大きく期待し賛成。

（反対意見）

- ・なし

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。